

令和元年第2回芸西村議会「定例会」議事日程

令和元年6月12日

日程第1 一般質問

招 集 年 月 日 令和元年 6 月 12 日

招 集 の 場 所 芸西村役場議場

開 会 時 間 午前 9 時 0 0 分

応 招 議 員

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	岡村 俊彰	○	2	岡村 興樹	○	3	伊藤 宏	○
4	仙頭 一貴	○	5	宮崎 義明	○	6	安芸友 幸	○
7	小松 康人	○	8	池田 廣	○	9	松坂 充容	○
10	竹内 英樹	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職 員	氏 名	職 員	氏 名	職 員	氏 名
村 長	溝 渕 孝	副 村 長	池 本 尚 彦	教 育 長	池 田 美 延
監 査 委 員	大 野 美 智 子	総 務 課 長	都 築 仁	会 計 管 理 者	筒 井 義 明
健 康 福 祉 課 長	山 本 裕 崇	産 業 振 興 課 長	岡 村 昭	土 木 環 境 課 長	松 本 巧
企 画 振 興 課 長	恒 石 浩 良	教 育 次 長	佐 藤 大 輔	総 務 課 長 補 佐	長 崎 寛 司
健 康 福 祉 課 長 補 佐	池 田 加 奈	産 業 振 興 課 長 補 佐	吉 永 卓 史	企 画 振 興 課 長 補 佐	藤 川 薫

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	池田 豪
--------	------

【 議事の経過 】

令和元年6月12日（水）

[9 : 00 開会]

《開会》

○ 竹内 英樹 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和元年第2回芸西村議会定例会第2日を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《日程第1》

○ 竹内 英樹 議長

日程第1、一般質問を行います。届出順に、順次発言を許します。8番、池田廣君。

○ 池田 廣 議員

おはようございます。池田でございます。通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。農業ハウスなどですね、償却資産に対する固定資産税ということでありまして、これは農業だけではなく、漁業あるいは商業も含まれるということでございますが、これの課税についてお伺いをいたしたいと思います。2月19日のですね、新聞報道によりまして、ビニールハウスなどにも固定資産税が掛かるということをお伺いをして、初めて知りました。その報道によりますと、それは執行部も同様だったということでありました。その後ですね、どう対応するのか、関心を持っておりましたところ、4月13日でしたか、固定資産税の納税通知を個人として受け取りました。その中にですね、ビニールハウスなどにも固定資産税が掛かりますよという初めての文章が入っております。芸西も課税せざるを得んようになってきたなという印象を持ちました。また、4月18日にはですね、執行部から議会に対しまして、償却資産として課税対象になるとの説明を受けまして、今後は市町村の動向も見ながら村民に周知して課税をしていきたいという話だったというふうに思っております。そこで、確認しておきたいのですが、村としての課税というものは現時点でどうされているのか、決められておるのかどうか。だとすればいつ頃からの課税を想定しておるのかお伺いをいたしておきたいと思っております。

次に、これに関してですね、初めてのことになるわけですが、村民の理解を得るための周知方法、これについては、どういうふうにお考えになっておるのか。農家だけでいいまして、農家数が240戸だということで、県下の人口規模からすればですね、県内でも飛び抜けて農家数が多いと思っておりますが、どのような方法を考えておられるのか。

また、償却資産につきましては、これ所有者の申告の義務があつて、取得価格を基に税額が決定されるという説明もありました。この場合、課税の基となります申告額というものは、そのまま申告額を追認するのか。はたまた、村独自に検証といいますか、調査をして決定するのか、そこら辺りはいかがでしょうか。

それともう1点。これ対象者のですね、全てが申告するとは、県下の市町村の状況を見てみても、そういう所がかなりあるらしいですが、全ての対象者が申告するとは限りませんので、こういった場合の申告のない方への対応については、どのように考えておるのか以上お伺いしたいと思います。

○ 竹内 英樹 議長

都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

おはようございます。池田議員の一般質問にお答えしたいと思います。現時点で課税は決めているのか、だとすれば何年からかということに関しましては、議員のおっしゃるように、現在、農業用償却資産であるビニールハウスへの課税の状況については、芸西村では事業者からの償却資産税の申告がないため、課税されていないのが現状です。ただ、新聞報道にもありましたが、課税していると回答した市町村においても、

全ての課税対象を把握しているというわけではないということのようです。ご質問いただいております、いつから課税するのかについては、明確に来年からとか再来年からということは現段階では申せませんが、村としましては地方税法で定められていますので、現在近隣の市町村などとも情報交換しながら、課税の時期や公平な課税に向け、研究・調整をしているところです。

続いて、農家などへの周知はどのような方法でやるのかということについては、周知の方法につきましては、これまでも村のホームページへは掲載はしていましたが、本年度からは、固定資産税の納税通知書に償却資産税に関するお知らせを同封させていただいたところです。今後につきましても、まずは周知していくことが大事なことで、課税の時期等についての方向性がある程度決まりましたら、どのような方法での広報がよいかなども内部で検討しながら、周知していかねばならないというふうに考えております。

次の申告額そのまま追認か、村独自に調査はするのかという点ですが、あくまでも自己申告が基本でありますので、原則は申告に基づき課税していくことになろうかと思っております。また、村独自の調査については、考えられる方法としては、国税の申告の際の資料などを照会していく方法も想定されますが、他にどんな方法があるのか、どれぐらいの事務量になるのかなども含めまして、解決していくべき課題もあり、県内の市町村の情報にも注視しながら進めていかねばならないというふうに考えております。

次の申告のないものへの対応につきましては、先ほどの答弁と重複するところがありますが、納税者に申告義務がありますが、申告がなければ課税されないのか、申告した内容のチェックはどうのように行われるのかなど、実際の課税にあたっては、いかに公平性を担保するか、住民の皆さまに納得していただくには、どのような方法が良いのか、また農業以外の事業者に対しても同様にどのように周知していくのかなど、さまざまな課題がありますので、今後とも慎重に進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。池田議員からはビニールハウスなどへの固定資産税の課税につきましてご質問をいただいております。おおよその答弁につきましては、先ほど担当課長のほうからさせていただきましたので、私の答弁もそれと重複する部分が大いぶんありますけれども、お許しをいただきたいと思っております。

この課税問題につきましては、自主申告に基づく課税という特殊性がございますので、そこにさまざまな問題、課題が生じまして、これまで県内市町村下においても、長らく課税に対する不均衡が生じてきたものというふうに認識をしております。まず、最も基本的な問題としまして、課税するか、しないかというような問題があるわけですが、税制上の定めでありまして、残念ながら市町村長には裁量権が与えられておりませんので、定めがあるのに課税をしないという答えはないものというふうに考えております。また、このままの状態を続けていくことは、税の公平性の確保や納税義務の観点からも問題があり、決して好ましい状況でないと思っております。しかしながら、今回は特にビニールハウスについてのご質問をいただいておりますけれども、課税の対象とされております償却資産というものには、議員ご指摘のように農業用ビニールハウスだけでなく、漁業や商業など全ての事業者におきまして、消耗品を除く事業用資産、これは全部対象になってくるというふうになっておりますので、全部を申告していただくと膨大な量となります。従いまして、十分な準備もないままに、拙速に課税を行って事業者間で不均衡が生じることにないように、資産の把握をどのように行うのか、また納税者の方には、自主申告が義務付けられておりますから、その説明に関する周知について、どのような方法をとるのが適切なのか、他にもたくさんの課題が生じてこようというふうに思っております。このため県下での先行事例なども勉強しながら、また少なくとも近隣の市町村におきまして課税時期などでも極端な不均衡が生じないように、協議・連携しながら着実に課題整理を進めなければならないというふうに考えております。

また、課税の必要性、税収確保の観点からこれまで答弁させていただきましたけれども、少し視点を変えまして、例えば産業振興の観点などから何らかの支援対策ができないものかどうか、こういったものも含めまして総合的に整理をしてみたいと思っておりますので、現時点でいつ頃どうだというふうなお答えにはなっておりませんが、一定の方向性が見えてまいりました時点で、またご説明もさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長
1 番、岡村俊彰君。

○ 岡村 俊彰 議員

おはようございます。1 番の岡村俊彰です。通告に従いまして、一般質問させていただきます。自分の認識では現在のところ、村内の道路には通学路の標識が数カ所、路面へのスクールゾーンの標示はないと思います。平成 26 年 3 月に香南のいちインターチェンジから芸西西インターチェンジまでの高規格道路の延伸に伴い、村内の国道 55 号の朝晩の渋滞が慢性化し、その抜け道として村道への車両の流入が問題になっております。

最近では全国各地で、子どもたちが通学中や野外活動中に大変痛ましい交通事故も多発しております。このままでは、村内でもこのような重大事故がいつ発生してもおかしくない状況であり、保護者の方々のご心配は計り知れないものでもあります。

子どもたちが多く通学する村内の道路に、通学路の標識や路面へのスクールゾーンなどの標示があれば、少しでもドライバーに対してのスピードの抑制効果や安全意識の向上が図れるのではないかと考えます。

また、子どもたちにも歩道は決して安全な場所ではなくて、いつ車両などが飛び込んでくるかもしれないという学校などの教育現場での安全教育も必要だと思う。

これからも村内で、子どもたちが安心・安全に通学ができ、保護者の方々にも安心して子どもたちを送り出せるようにするために、今後村としてどのように取り組んでいくのか、村長の見解をお伺いします。

○ 竹内 英樹 議長
恒石企画振興課長。

○ 恒石 浩良 企画振興課長

おはようございます。岡村議員のご質問に担当課のほうからお答えをさせていただきたいと思います。朝の通勤通学時間帯には、小学校、幼稚園周辺の村道は通勤時間帯も重なり、通行車両が多い状況です。村では現在のところ通学路の指定をしておらず、村道への標識や路面標示は行っておりませんが、把握しているところで、小学校に近接する県道 1 カ所と国道 2 カ所にそれぞれの道路管理者により、ひし形の黄色い「警戒標識」が設置されております。

この警戒標識は、通学路を指定したのではなく、近くに小学校や幼稚園・保育所がある旨の、注意を促すための標識であり、設置場所等について細かな決まりがあるため、村道への設置につきましては、関係する安芸警察署とも協議をさせていただきたいというふう考えております。

スクールゾーンは、学校・幼稚園を中心とするおおよそ半径 500 メートルの道路を対象として、交通事故から子どもを守るために設置される、交通安全対策の重点地域を指します。これにより、継続的に道路管理者による安全対策の見直しが図られ、標識や、路面標示、歩道の拡張や、横断歩道、カーブミラーなどの新設など、さまざまな取り組みが行われることとなります。ただし、速度規制や車両の通行規制などの交通規制については、道路交通法に基づき、別途、公安委員会が実施するものであり、スクールゾーンの指定に付随するものではありません。スクールゾーンの指定を行うためには、まず、教育委員会所管の通学路安全対策協議会等の機関で、道路管理者や、関係団体、その道路に関係する者との協議が必要となり、道路沿いに住宅や事業所がある場合は、スクールゾーンを設置することによる影響も慎重に考慮する必要があります。関係者で協議を行い、道路管理者と利用者との間で合意形成がなされれば、管轄の警察署に申し出を行い、範囲内の道路交通状況、通学・通園の状況、子どもの交通事故の状況を勘案して警察署長が指定を行うこととなります。

村では、交通安全対策として法定外道路標示、路面ペイントのことでございますが、これを幼稚園前に「飛び出し注意」と、役場北側交差点の東西村道に「歩行者注意」など 17 カ所に整備し、通行する運転者に対して、交通安全運転を目的とした注意喚起を行いました。また、PTA連絡協議会では、交差点付近へのストップマークのペイント標示にもご協力をいただいております。

通勤時間帯の国道渋滞に伴う村道への車両流入対策としては、安芸警察署による浜沿いの旧国道を中心に定点取締りや機動取締り、巡回パトロール車両による速度を抑制した通行指導を行っていただいております。

この他、春の全国交通安全運動期間中に安全運転を呼び掛ける街頭指導、ドライバーサービスを行っております。また、先月には信号機での通行量調査を行い、安芸署より国道の流れをよりスムーズにできるよう、国道側通行時間延長の実証試験並びに検証を行うとの回答もいただいております。

安全教育に関する交通安全担当課としての対応といたしましては、現在、保育所では2歳・3歳児の幼児を対象に、信号の見方や横断歩道の渡り方の学習を行い、3歳児は、安芸警察署交通課より職員を派遣いただき、交通安全指導員、スクールガードリーダー、高齢者交通安全活動推進委員の皆さんの協力のもと、役場北側の交差点で、横断歩道の横断練習を行っております。また、幼稚園においても、同様の横断練習を行っており、事故に遭わないために、交通ルールの学習も行っております。この他、毎年就学前の時期に、幼稚園そら組園児を対象に、交通ルールの再確認や、交通安全母の会による紙芝居で、交通安全に対する意識を高めております。小学校では、視聴覚教材を使った学習の他、運動場において1年生は歩行実技の学習、3年生は自転車実技の学習等も行っております。よろしく申し上げます。

○ 竹内 英樹 議長
池田教育長。

○ 池田 美延 教育長

おはようございます。答弁を求める者が村長ということですが、学校現場での安全教育ということですので、私のほうからも岡村俊彰議員の質問にお答えさせていただきます。学校での安全教育につきましては、先ほど企画振興課長が答弁いたしました。他にも学校現場では、常にといいますか機会がある度に、先生のほうから児童生徒には、道路への飛び出しや自転車の乗り方、ヘルメットの着用、自転車も乗り方次第では加害者になること、また、歩道を歩いていても危険はある、ということなどの注意喚起を行っております。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

岡村俊彰議員からは、通学路、スクールゾーンの標示を中心にしたご質問をいただきました。担当課長及び教育長からの答弁にもございましたけれども、通学路、スクールゾーンの指定につきましては、さまざまな意見や手続き等もあるようでございますので、学校、教育委員会を中心とする関係機関で協議をさせていただきます。

また、これまでも通行車両への注意喚起対策としての法定外の路面標示を整備はしてきておりますけれども、この警戒標識等も含めまして新たに必要な箇所につきましても、予算の都合などもございますけれども、現場の状況等を精査をして検討させていただきたいというふうに考えております。

さらに渋滞対策のほうは、交通量の集中以外にも、道路の線形とか、道路の高低差などの道路の構造上の特性によりまして、渋滞が発生するというふうな可能性も指摘をされているところですので、この点につきましても、警察署等の関係機関と協議をさせていただきたいと思っております。

一方で議員からもご指摘ございましたけれども、昨今歩道通行中の児童生徒などへの車両の飛び込みなど、あまりにも理不尽で心痛める事故が全国で多発をしております。村といたしましても、交通ルールを守る安全教育につきましては、さまざまな手段を講じてまいりますが、このような想定できない不可抗力的なケースに対しましては、ある意味限界を感じる部分もあるのが実情と言えます。つきましては、この点についても安芸警察署に対し、警察車両による巡回パトロールなど、見せる交通事故防止対策などへの取り組みも一層強化をしていただきますように要望をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長
1番、岡村俊彰君。

○ 岡村 俊彰 議員

1 番の岡村俊彰です。先ほどの答弁では、村長、教育長、課長より丁寧なお答えをいただきました。今後とも、芸西村の将来ある大切な子どもたちを守っていくために、今後ともできる限りの安全対策をとっていただき、子どもたちはもちろん村民の皆さんが安心して暮らせる村づくりを推進していただくことを願っています。私の一般質問を終わります。なお、これは再質問ではありませんので、答弁の必要はありません。

○ 竹内 英樹 議長

4 番、仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

4 番、仙頭です。通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。まず最初に、国保税の国保会計の状態はということでお聞きします。国保税は、近年度々、税率が度々引き上げられています。税率の引き上げを度々行うということは、被保険者の負担は当然のことながら、国保税の将来の見通しが悪く、その制度自体への不安を感じてしまいます。この国保会計の現状は、どうなっているのかをお聞きします。

次に、県から示されている国保会計の赤字解消計画は、どのように行っていくのかをお聞きします。これは、5年間で国保会計への一般財源の繰り入れをなくすようにするというものですが、言うことは簡単ですが、あまりにも無理な要望だというふうに思います。引き上げ自体に無理があるというふうに私は思いますが、この赤字解消計画はどのように行っていくかということをお聞きします。

それに伴いまして、解消計画を行っていくということは、税率が上がっていくということですが、その負担軽減策の施策はどのようなことを行っていくかをお聞きします。以上です。

○ 竹内 英樹 議長

山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長

おはようございます。仙頭議員の質問に担当課のほうからお答えさせていただきます。まず、現在の国保会計の状態ですが、芸西村の国保会計の財政については、皆さんご存じのとおり、毎年多額の法定外繰入を行っている状況です。平成 27 から 29 年の 3 年間にはなりますが、累計で 1 億 6000 万円の法定外繰入を行っており、平成 30 年度においても 4000 万円の法定外繰入を行い、収支の均衡を保っている状態でございます。

次に、県の示す国保会計の赤字解消計画についてはどのように行うかにつきましては、赤字解消計画につきましては、高知県の国保運営方針に記載があり、「決算補填目的等の法定外繰入については、計画的に解消や削減を図るもの」と記載があり、「解消・削減しなければならない赤字を有する市町村は、医療費水準、保険税率の設定、収納率等、赤字となった要因分析を行うとともに、必要な対策について整理し、その取組内容や目標年次等を設定した赤字解消計画を策定すること。また、赤字解消計画の期間は 5 年を基本としますが、赤字の要因分析結果及び被保険者の保険税負担への影響を考慮し、市町村は実態に応じた期間を設定し、計画的・段階的な解消を図ること」というふうに示されています。

赤字解消計画をどのように行うのかにつきましては、国保税率の検討と医療費の抑制に取り組むことにしております。具体的には、医療費の適正化として、レセプト点検のチェック強化やジェネリック医薬品の普及促進強化があります。高医療費の対策としては、特定健診受診結果を基にした保健師の早期介入による生活習慣病等の重症化予防を行うとともに、糖尿病や高血圧等から発症しやすい慢性腎臓病等の予防対策にも取り組むことにしております。また、小児生活習慣病予防教室を行い、親子で健康意識の高揚を図ることにしております。すぐに効果が表れるものではありませんが、長期的にでも高医療費の抑制に取り組んでいくことにしております。

次に、被保険者への負担の軽減策についてでございますが、被保険者への国保税負担の軽減策については、県が示す標準保険税率と現在の芸西村の保険税率には相当の乖離があります。急激に税率を上げると国保被保険者の負担が大きいため、今後も一般会計からの繰り入れを行いながら、徐々に負担をお願いしていかなければならないという考え方に変わりはございません。

○ 竹内 英樹 議長
4 番、仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

再質問を行います。答弁ありがとうございます。私が、この国保会計についての質問をした趣旨といいますか、あれは、課長が今細かい答弁をしていただきましたけど、そういう細かいことをしても、根本的な部分を解決していかないと、この問題は解決しないと思います。国保会計もそうですが、後に続いてある介護保険もそうですし、同じような状態になっていくのではないかというふうに思います。というのも、一般財源の繰り入れが行われ始めたのを、決算書に載っているのでも平成 14 年の決算から、今から 16 年以上前ですわね。役場の O B の方に、この国保についてのちょっとお話を聞きしたところ、それ以前から、他の市町村がやっていない時から、芸西は、当村は繰入を行っていたというふうに聞きました。根本的に、それほど前から行っているということは、もっと早くに、このことに対して、国に対してですよ、要望を行って、強く要望を行っていくべきことだと思います。要は、国がどうにかしてくれないと、この地方に丸投げされているようなこの施策を見直してもらわなければ、根本的な解決にはなっていないと思います。高医療費とかいろいろ問題は、確かにありますが、当村でできることは、そのまま実際行っていることは、続けていけばいいと思いますが、私は、これは、国のほうが直していただかないと、どうにもならない問題じゃないかと思いますが、村長の見解をお聞きます。

○ 竹内 英樹 議長
山本 健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長

仙頭議員の再質問につきまして、ちょっと一部私のほうからお答えさせていただきます。一つには、赤字の要因について、ちょっと分析する必要があるかと思えます。制度が 30 年度に変わりましたが、30 年度には国保事業納付金というものを県に納めなければならなくなっています。この事業費納付金につきましては、医療費と所得が関係することになっております。医療費につきましては、医療費が高くなると国・県からの負担金、交付金はありますけれども、全額負担してくれるものではありませんので、税で集めなければならないというのが多くはなります。

そして、所得につきましては、国保を含む医療制度では「保険料負担は、負担能力に応じた公平なものである必要がある」というようなことであり、所得のあるものは応分の負担を求められる制度設計になっていると、これによりまして、国や県からの交付金等が他の市町村に比べて少なくなって、結果、国保税で賄わなければならないというのが現状でございます。これが赤字の要因というように、うちのほうは分析しております。

○ 竹内 英樹 議長
溝淵村長。

○ 溝淵 孝 村長

仙頭議員のほうからは、国民健康保険、そして国保会計の今後の見通しはということで、ご質問をいただきました。先ほど担当課長のほうから、赤字の要因などにつきまして、いろいろお答えをさせていただいたところですけども、議員のほうも今回こういった問題に取り組むに当たりまして、いろいろ課題整理とか準備十分にされていると思いますので、もうそういうことは分かっているというふうなことも分かりませんけれども、私のほうからも改めてご答弁させていただきます。この赤字解消計画なんですけど、赤字解消のために行うべき事柄につきましては、先ほど担当課長がお答えしたとおりなんですけど、平成 29 年に定められました県の国民健康保険運営方針の中でも、解消削減すべき赤字というものは何かというのが、はっきりと書かれておりまして、これは決算補填等の目的の法定額繰入額のことであると、もしくは繰上充用のことであるというふうにはっきりと書き切られております。この赤字の解消につきましての基本的な考え方につきまして、先ほど述べましたとおり、被保険者の方々に極端な負担増とならないように、法定外繰入は行いな

がらも同時に、幾らか負担をお願いをする保険税率の検討と、もしくは医療費の抑制に、これに取り組むことになってございます。しかしながら、平成30年度から本年度におきまして、県に納める国保事業納付金も大幅に増えておりまして、そのような場合には、その都度、税率など負担の割合についての検討を行うということになってくるわけでありまして、この傾向というものは、今後も極端に変わることはないというふうに想定をしておりますので、担当課長が申しあげましたように、当面は関係機関と力を合わせて、医療費抑制対策を中心に地道な努力を積み重ねていく所存でございまして、議員ご指摘にもありましたように、短期間での大幅な赤字解消というものは、極めて厳しい状況にあるというふうにも私も認識をしております。それから、芸西村の特徴につきましても、医療費指数というものは、これ県下で3位でありまして、ガンや統合失調症、脳梗塞などによる医療費が非常に高いということに加えまして、国保制度で一般的にいわれる、高齢者で所得水準が低く、医療費が掛かるといことは、一般的に制度上はいわれておりますけれども、そういった被保険者の構造とはちょっと違ひまして、働き盛りの稼働年齢層の被保険者が大変多うございます。そういうことから、国保の加入所得比率というものは、県下で1位です。そういうことで、いわゆる分類上は高医療費高所得の市町村というふうなエリアにくくられるというところでございますので、結果として国保事業の納付金が多くなっておりまして、国保税額が高額になる傾向を持っているというふうにも考えております。それから、なお最近ではですね、経済財政諮問会議がまとめた提言案の中で、赤字体質の続く国民健康保険に対しまして、市町村ごとの保険料のばらつきが国保財政の弱さの一因だということで、岐阜県など県域で保険料統一を目指す10道府県の取り組みを全国展開すべきだというふうな動き、報道もあっておりますので、こうしたことも大変注視しております。そうしたことも含めまして、地方からの声も上げつつ、今後の国の動向も注視をしていきたいというふうにも考えております。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長
9番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

9番、松坂です。通告に従いまして3点、村長、教育長に質問を行います。まず、最初に加齢性難聴に対する認識、あるいは補聴器の購入の大変さなどの認識について村長にお尋ねします。日頃の付き合いの中でも、耳が聞こえにくくなっていると思われる人は多くいます。高齢に伴う難聴は、以前からずっとあったわけですが、今は特に、時代の要請としてその対策は重要になってきているのではないかと思います。加齢性難聴は、コミュニケーションの問題も含めて生活の質を落とすということ、また最近では、うつ病や認知症の原因とも考えられています。耳が聞こえにくいと社会生活や仕事に困る。政府の方針としても、高齢化がさらに進んで、高齢者の社会参加また定年延長、再雇用など、まだまだ働けという流れになってきています。そういう中で、耳が聞こえにくい、聞こえないというのは、社会参加、働く上で大きな障害になってきています。補聴器というのは、これから社会参加の必需品になっていくのではないかと私は思います。日本の難聴者数は、推計ですが補聴器工業会の調べて、1430万人と言われております。その中で、補聴器をつけている人は、14.4%の210万にすぎないということです。欧米に比べて、極端に低い割合になっています。ちなみに、アメリカは30.2%、ドイツは36.9%、フランスは41.0%、イギリスは47.6%ということになっています。日本人だけ特別に耳がいいわけではありません。難聴率は欧米と同じレベルですが、補聴器をつけるのが、欧米の半分以下だという状況になっています。少ない理由の第一は、補聴器の価格が高いこと、おむね安い物から高い物まで、3万とか20万とか30万とか50万とかいろいろあります。両耳だと2倍になります。保険適用もないため全額自己負担になっています。補聴器というのは、安い物からいろいろありますが、大変な精密機器で、人それぞれの聴こえに合わせて微調整が必要だということになっています。そうしていくと、それに合わせて金額も上がっていくという仕組みになっています。従って、収入が少なくなっていく高齢者、あるいは年金生活者にとってはかなりの大きな負担となっています。低所得者や生活保護者の人は、もう諦めてしまい、ほとんど聞こえないまま毎日を過ごしている。深刻な問題が出てきていると私は思います。日本での補聴器への助成制度は、聴覚障害6級以上の障害者手帳を交付された人、それは40センチ以上離れると、その会話が理解できないという70デシベル相当、つまり高度、重度の難聴の人ということになり、そういう人に対してだけ限定して1割負担で給付制度があるだけです。逆に欧米では、公的補助制度が充実しているようです。WHO世界保健機関では、41デシベルの人から補聴器をつけることを推奨

しています。聴力レベルというのは、その人が聞こえる最も小さい音の大きさを、デシベルの単位で表します。正常は25デシベル以下、中等度の難聴が41デシベル以上55デシベル、中等度というのは1.5メートル離れた会話音がしばしば聞き取れないということが起こるというレベルです。WHOが、そのレベルでなぜ補聴器をつけることを推奨しているかといえば、そのレベルを放っておくと、さらにひどくなる。そのまま進むと、認識できない音がさらに増えていくという理由からです。欧米では、中等度の段階で補聴器をつけるべきというようなことになっているようです。難聴への対応は、欧米では医療のカテゴリーで補聴器の補助制度があります。しかし、日本では障害のカテゴリーで捉え、助成対象を絞り込んでいます。これが、日本の補聴器普及率の低さにつながっています。村長は、今後の高齢化社会に向けて補聴器の役割、難聴進行抑制効果、日本と欧米の認識の違いなどについて、どのように考えるのかお尋ねをします。そのような中で、日本でも地方自治体の中で、独自に加齢性難聴に対して補助制度を作るところが出てきています。例えば、東京都墨田区では、65歳以上の非課税世帯に12万円を上限に助成をしています。村長は補聴器購入に対して、助成することの必要性についてどう考えるのかお尋ねをします。また、当村での実施についてどう考えるのかお尋ねをします。

2番目に、不登校への対応、適応指導教室の評価についてお尋ねをします。不登校の生徒のことを知った人から、「何とか学校へ行けるようにしちやりや」などと私も怒られたりもします。もちろんその人も善意で、子どもを心配して言っています。それよりも、家族の人はもっと心配し、本人はもっと苦しみ悩んでいるかもしれません。しかし、教育委員会や村長といえども、そう簡単に何とかできるものでもありません。文科省の調査によると、全国で不登校と呼ばれる児童生徒数は、平成28年度で18万2000人余り。ここ数年、不登校の生徒が、急激に増加をしています。このような状況に対して、文科省は、不登校児童生徒に対する支援の在り方という通知を出しています。それを見ますと、「不登校は今まで子どもの問題行動として扱っていたが、多様な要因や背景から結果として不登校状態になっており、問題行動と判断してはならない。不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標とせず、子どもの社会的自立を目指すこと。」といった、今までの方針から大きく方向転換をしたものとなっています。学校という組織ありきでなく、困っている子どもを第一に考えた支援をきちんと考えるということへの方針転換だと思います。最近ある人から、不登校の生徒の居場所づくりとして適応指導教室、これは行政用語ですが、というのが全国でやられている、安芸市や香南市でもやられているという話を聞きました。安芸市に問い合わせると、平成8年から始め、名称、ふれあい教室。奈比賀小学校で行っているということです。在籍は4人、去年は10人ということでした。香南市では、平成7年から始め、名称は森田村塾。野市町兎田の公民館で行っています。入塾届を出している人は、5人ということです。もちろん、不登校の児童生徒はどちらの市も持っています。やっていることは、個々に応じたプリント、料理、ゲーム、みかん狩り、マリンスポーツ、読書、英語、畑の作業、クッキー販売など行っていると言っていました。その目的や効果について指導員の人に聞くと、「学校へ戻れるエネルギーを蓄える」あるいは「学校以外の居場所ができる」などと言っていました。県の心の教育センターによると、県下で23の市町村が、名称はそれぞれ違っていますが、このような教室を行っています。当村には、2人の不登校の生徒がいるようですが、教育長は適応指導教室の効果、役割などについてどのような評価をしているのかお尋ねをします。また、当村での実施については、どう考えるのかをお尋ねします。

最後に使用料、手数料への消費税の課税についてお尋ねをします。政府は、10月からの消費税10%への増税に向けて、真っすぐ進んでいます。消費税10%になると、年収240万円の世帯で20万円以上の負担となり、収入の1カ月分は消費税で消えていきます。増税すれば、さらに節約が進み経済は冷え込みます。また、消費税が導入されて31年、税収の75%は大企業法人税減税の穴埋めに回り、国民のための政策には使われませんでした。もちろん、社会保障のためにも使っておりません。消費も投資も輸出もマイナス、こんな景気悪化の中で、増税を強行する環境にはありません。さて、当村の問題ですが、当村の使用料、手数料への消費税課税は、どうなっているのかお尋ねをします。また、一般会計に関わる使用料は、課税対象です。村民会館使用料や、運動公園施設の使用料などがあります。しかし、それには課税の義務はありますが、納税の義務はありません。課税をするにしても、本体価格を下げ、使用料総額が上がらないような対応ができないかと思いますが、村長の見解をお尋ねします。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長

松坂議員の補聴器購入補助制度について担当課のほうからお答えいたします。補聴器の効能の認識と購入の大変さの認識につきまして、補聴器の効能と認識については、言葉が聞こえない、または聞き取りにくい方の中には、コミュニケーション能力の低下や孤立感、不安感などを持つ方もおり、聞き取りにくさを補う補聴器は、難聴の方には効果があると考えます。

購入の大変さの認識につきましては、補聴器の購入に至るまでには、耳鼻科等専門医の受診、補聴器販売業者への複数回の訪問、交通手段、購入金額などが考えられますが、大変さにおいては個々に異なるものと思われまます。

次に、補助制度の必要性の認識につきまして、中度難聴者が正常聴力になることは望まれますが、補聴器の購入しても、「雑音が頭に響く」や「使い方が慣れない」などで、「試したけれど、つけていない」などの声もあり、使用に至っていない例も聞かれます。補助制度の必要性につきましては、補助要件や補助決定に至る手順、補聴器が高額になると財源も含めて国の動向等にも注意しながら今後、研究していかなければならないと考えております。

当村でも補助制度の実施をでございますが、障害者の補聴器の購入補助を例にとりますと、医師の診断書や更生相談所による意見、判断に基づいて村が補助を決定することになっております。村単独の事業につきましても、個々に合った補聴器の購入になりますので、購入しても使用できないなどを防ぐためにも、同様の手順が必要と思われまます。医師の診断書や更生相談所に代わる判定をどこが行うのかなどの問題も含めまして、国の動向にも注意しながら今後、研究していきたいと思ひます。

○ 竹内 英樹 議長

池田教育長。

○ 池田 美延 教育長

私のほうからは、松坂議員の適応指導教室についての質問を2点いただいておりますので、お答えいたします。まず1点目の適応指導教室、教育支援センターをどのようなものと評価しているのかのことでございますが、ご存じのように、教育支援センターは、主に、不登校児童生徒への支援を行うために各自治体が設置をしているものでございます。現在、本県では、議員の質問にもありましたが、23の市町村が、公設もしくは民間で設置をされているようでございまして、その中で行われている支援につきましては、子どもの実情に応じた学習補充、居場所の確保、人間関係の学習、保護者の支援・相談などを行うとともに、学校との連携を図りながら、児童生徒への支援の充実を図り、エネルギーを充電し、安心のできる大切な居場所の一つであると認識しておりまして、家庭からは出られるのですが、学校には行けない不登校の子ども達の居場所としては、教育支援センターが重要な役割を担っているものと評価しております。

2点目の当村での実施につきましてでございますが、現在本村におきましては、教育支援センターの設置はなされておきませんが、家庭からは出られるんですけども、学校には行けない、教育支援センターがあれば活用したい場合は、学習館であるとか村民会館を活用しまして、学校支援員や授業の空いている教員で支援ができる体制は取っておりますので、当村で、直ちに、教育支援センターの設置をすることは、考えておきませんが、近い将来には、設置の必要性のある施設だと考えておきまます。以上です。

○ 竹内 英樹 議長

都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

おはようございます。私のほうからは、松坂議員の使用料、手数料への消費税課税についてのご質問にお答えしたいと思ひます。現在の状況ですが、消費税の課税状況ということになりますと、議員のおっしゃりますように地方公共団体の一般会計については、消費税法上の特例により、申告義務が課されておきません。ですので、一般会計に属する使用料及び手数料については、消費税は課税されておきません。ただし、特別会計に属する使用料、例えば簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計に属する使用料については、課税

対象というふうになっております。

次に、税率は上げて本体価格を下げ総額が上がらないような対応ということですが、手数料につきましては、消費税法上地方公共団体の各種証明書や公文書等の交付事務に関する手数料は非課税でありますので、消費税増税を理由に料金を上げるということは現在考えておりません。

一方で公共施設等の使用料につきましては、総務省からの通達があります。前回の平成26年の増税時の通達にはなりますが、これによりますと「公の施設の使用料については、消費税率引き上げに伴い、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、使用料の改定に係る条例改正等の措置を講じられたい」とあります。また、公共施設の維持管理に要する光熱水費や委託料などの各種支出の消費税引き上げ分に、村の負担が増加すること、消費税引き上げの趣旨が社会保障の安定財源の確保のための負担でありますし、社会保障の充実、安定化と財政健全化を目指すものとなっていることなどに鑑み、村としましても税負担の適正な転嫁をすることが適当であるというふうに考えております。

参考にはなりますが、前回増税時にも、野外劇場、村民会館、憩ヶ丘運動公園、簡易水道、下水道の使用料については、料金の改定を行っております。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長
9番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

村長にお尋ねします。最初の質問で言ったとおり、日本では中等度の加齢性難聴に対しては、補助制度がない。しかし、軽度中等度の子どもへの補聴器の補助制度はあります。これは、国の制度ではなくて、県の制度となっています。県が3分の1、村が3分の1、本人が3分の1、そういう補助制度です。3分の2がだから公費から出ています。それで、1問目でも言ったとおり、WHOの方針では、難聴を進行させないために中等度から補聴器をつけるのは有効であると推奨している。そして、一般の村民というか、いろんな方から、補聴器への購入の補助の要望はある。ということは、まとめて言えば、今の日本の現実だと思います。兵庫県議会が、補聴器購入補助の意見書を全会一致で採択をし、国に送っています。つまり、兵庫県議全員が、補聴器購入の補助は必要だということを認めたということになります。意見書をちょっと読みますが、「加齢性難聴により、コミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下につながる。中略。補聴器のさらなる普及で、高齢になっても生活の質を落とさず心身共に、健やかに過ごすことができ、認知症の予防ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながる」というふうになっています。これを国に送って、多分これは国で補助制度を作ると言ったんだと思います。そして、別の話ですが、今回の質問に対して、麻生財務大臣も、「厚労省からまだ提案はないが、やらなければならない必要な問題だ」と答弁をしています。今の時点で、多分、村長も執行部の皆さんも、補聴器の補助というのはほとんどないことだ、というふうに思っているかもしれませんが、もう全国いろんな所で、この補助制度の必要性、時代の要請として多分出てくるだろうということで、誰もが感じ始め、認識し始めてきているというのが、私は現時点のことだと思っています。さっき課長の答弁がありましたけれども、村長は、今の現状、高齢化社会の中での、補聴器の必要性とか医療として難聴進行抑制効果というようなことについて、必要性についてどう考えるのかお尋ねをします。

それと、教育長も答弁してくれましたが、多分、だから今、芸西の現状では、教育支援センターというのは、必要でないという方が行く人がおらんということだと思いますが、多分将来そういうことは、文科省の統計からでも増えてくる可能性はあるということです。それは、もちろん芸西にも当たることだと思いますので、もし希望があれば対応できるような体制にあると言いましたけれども、制度上のものとして、他の市町村がやっているようなものとして整備していくということは、私は十分必要なことだと思います。やっぱり、個々の家庭の問題とせずですね、社会全体で受け止めていくという観点で、そういうことの準備も必要だと思います。その有効性については、安芸市や香南市が、22年とか3年とか前からやっているという、そして続けているということを考えても、検証されていると思うし、去年から土佐町とか中土佐町とか日高村でも始まっているということで、長い歴史があり、また新しくやっているところもできているということで、私も全然、門外漢で分かりませんが、不登校に対しては、有効な制度になっているのではないかと思いますので、ぜひ当村でも研究し進めてもらいたいというのが私の思いです。

使用料への消費税については、掛けていないという答弁ですので終わります。

○ 竹内 英樹 議長
山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長

松坂議員の再質問にかかる18歳未満のお話が出たので、ちょっとその部分を説明させていただきたいと思います。松坂議員がおっしゃられるように、18歳未満の子どもにつきましては、手帳の取得が必須条件にはなってないです。その中でも、医師から診断書をもらいまして、その中に修学、就労等についての意見が書かれたもので市町村が判断して、それを基に県が補助してくれるというようになっております。18歳未満の方については、うちのほうも行っておりますので。

○ 竹内 英樹 議長
池田教育長。

○ 池田 美延 教育長

松坂議員の再質問にお答えします。先ほど対象者がいないから作らないだろうということでしたが、これ直ちに設置できない理由としましてはですね、箱を構えても、指導者がすごい大事なんですよ。よそで聞いてみますと、元校長先生であるとか、教員をやっていた学校の退職されたOBですよね、そういう方がやっているらしくてですね、なかなか芸西村では学校支援員のほうも、なかなかOBの人を探すのにも苦労しているわけです。そういうことが、クリアできたら、後は場所であるとか建物、そういうことがクリアできたら、設置はできると思います。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

すみません、私のほうから松坂議員の先ほどの再質問といたしますか、お答えについてですが、課税していない、徴収していないというお答えに聞こえたのでしたら、訂正をさせていただきます。私が言いましたのは、手数料、証明書等の公の手数料の証明書等のものについては非課税ですので、消費税の非課税文書になりますので、消費税増税を理由に料金を上げるということは現在考えていない。ただし、使用料、公共料金の使用料につきましては、前回も上げさせていただいているので、今回につきましても、適正に転嫁していく、改正していくというふうには現在のところは考えております。ということでございます。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

松坂議員からのご質問のうち、私のほうから補聴器購入補助制度につきまして、お答えさせていただきます。まずは、WHOや欧米の傾向と日本の取り組みに対する際の見解につきましては、国政レベルの話ですので、村長としての答弁は控えさせていただきたいと思います。この問題につきましては、高齢化社会の進展に伴いまして、人それぞれ体調面に不安を感じるが多くなりまして、日常生活でも何かとご不便を感じる方が増えております。また、補聴器を使うことで会話がしやすくなった、安心感があるなど、生活の不便さが解消されて生活が豊かになるケースがある、というふうなことも聞いておりますので、議員のおっしゃいます補聴器の効能効果というものは、十分に理解できるものでございます。しかしながら、一方で、厚生労働省によりますと、補聴器については、消費者トラブルも現在は増加傾向にあり、販売店の知識技能やサービス体制が十分でない場合もあるというふうな問題点が指摘をされておりまして、ご指摘のように財布にも優しく、そして安心できる普及態勢に至るまでには、幾分課題を持つ状況にあるというふうな考えてお

ります。ということで、国におきましても、中度難聴に対する補聴器購入についての助成制度は、現在のところ整備はなされておりません。こうした中で、村単独で購入補助制度を創設をするには、大変なハードルがあるというふうに考えております。具体的には、中度難聴を軽度難聴、あるいは正常に持っていくものについて、器具としてどの程度のもを補助対象にするのか。また、数年で聴力がまた下がった場合に、その度に改めて補助対象にするのか。また、聴力の判定や適正な補聴器購入の判断はどこが行うのか。その他多くの課題がありまして、これに関連をして、やはり国や県の体制や考え方はどうであるかということ、まずしっかりと私どもも理解をして、専門的な意見も頂きながら慎重に検討する必要があるというふうに考えております。厚生労働省が具体的な対応策や指針をまだ示していない中でございますので、この動向をまずはしっかりと見定めていくということになるかと思っております。

それから、議員ご指摘のように、加齢による難聴は、国民的な問題になってきているのは、私も十分に理解できるところであります。現在、国の補聴器制度の助成は、高度重度難聴者が対象になっておりますが、議員のご紹介にもありましたけれども、議員所属の政党では、先ほどおっしゃいましたように、兵庫県県議団がつい1カ月前に国会内で補聴器購入の公的助成につきまして、厚生労働省に要請を行ったということは私のほうも伺っております。それから、厚生労働省からは、「大切な問題として受け止めて、省全体で考えていく必要がある」というふうな回答もあり、先ほど申されましたように、麻生財務大臣のご発言もあっているというふうに私も認識しておりますので、先ほど申し上げました消費者トラブルのない仕組み作りも含めまして、中度難聴者に対しての補聴器購入補助につきまして、国の動きを見定めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
9番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員
再々質問を行います。消費税のことについて私が聞き間違いまして、申し訳ございません。だから、私の思いは、国が課税せえと言うてきたから課税する、それはOKですよと、えいでしょう、けど、利用者に対しても逆に配慮して、つまり上に納税する必要はないのだから、本体価格を下げて税率を掛ける、そういう利用者に対する配慮はできませんかということですが、それは十分できるのではないかと思います、どう考えるのかお尋ねをします。それと、補聴器補助については、村長いろいろ答弁をさせていただきましたが、いろんな課題もそれはあろうかと思っております。厚労省の動向を待って、またその時に質問をしますので対応をよろしく願います。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長
松坂議員から再々質問をいただいております、その中で1点、使用料、手数料への消費税課税につきまして、お答えさせていただきます。議員には、前回の消費税の増税時に平成26年3月議会でも同様の質疑をいただいているというふうに把握をしております。消費税率の引き上げに関しては法の改正でありますので、改正しないということではできませんし、先ほど課長も申しましたが、総務省からあっております通知、そして施設の維持管理に対しての費用の増加や、政府が言うておられます、社会保障の安定財源確保の観点などの消費税の趣旨を総合的に考慮しまして、増税分については条例にある税率の一部改正を行う必要がございますので、それについては一部改正を行いながら、適正に転嫁をされる方向で検討をしております。消費税が掛かる対象の使用料自体を引き下げて、結果的に増税前と同じ使用料でということは現在のところ考えてはございません。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長
以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

[10 : 14 散会]